

ID: 36

担当部署: 市民生活部 総合窓口課

処分の概要	手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市船員法事務の取扱いに関する条例 第3条		
例 規 番 号	平成18年条例第3号		
【根拠条文】 (手数料) 第3条 前条の証明を受けようとする者は、長門市証明等手数料条例(平成17年長門市条例第62号)の定めるところにより手数料を納入しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日